

災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書

豊橋市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の給食支援業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市内に給食提供等を必要とする災害が発生した場合、乙の運營業務委託企業の積極的な協力を得ることにより、災害時における市民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第 2 条 乙は、災害時における甲の給食支援業務等の要請に対し、優先して業務を行い、甲の災害応急対策活動に積極的に協力するものとする。

2 乙の協力内容は、**豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）**を拠点として行う給食支援業務等とする。

（要請手続）

第 3 条 甲は、災害が発生し、給食支援業務等の必要があると認めたときは、災害時給食支援業務等要請書（様式第 1 号）により、乙に対し要請するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話等の方法で協力要請することができるものとする。この場合は、甲は乙に対し、速やかに災害時給食支援業務等要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

3 甲は、乙に給食支援業務等を要請する場合は、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにし、要請するものとする。

4 乙は、前項の要請があったときは、給食支援業務等に協力するものとする。

5 乙は、甲との連絡が取れないときは、甲の要請があったものとみなし、自らの責任において給食支援業務等を行うことができる。

（配送）

第 4 条 乙は、給食の配送に関して、乙の運營業務委託企業が所有している車両を使用するものとする。

（完了報告）

第 5 条 乙は、給食支援業務等を完了したときは、速やかに災害時給食支援業務等完了報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に災害時給食支援業務等完了報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（費用負担等）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が給食支援業務等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

2 調理業務及び給食の配送に係る経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき、給食支援業務等に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の運營業務委託企業が加入する労働災害保険を適用し、乙が災害補償を行うものとする。

（損害賠償等）

第 8 条 災害時における給食配送等中、乙の運營業務委託企業が所有する車両等が破損したときは、甲がその損害を負担する。ただし、その損害を補填するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

2 災害時における給食配送等中、第三者に損害を及ぼしたときは、甲の負担において賠

様

豊橋市長

災害時給食支援業務等要請書

災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第 3 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災 害 名	
2 協 力 期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
3 協 力 内 容	
4 給 食 等 提 供 先	
5 配 送 の 有 無	有 ・ 無
6 その他必要な事項	
7 担 当 者 等	①所 属 ②職氏名 ③電 話

様式第 2 号

年 月 日

豊橋市長

団体名
代表者名

災害時給食支援業務等完了報告書

年 月 日付け 第 号により要請のありました件について、下記のとおり完了しましたので、災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第 5 条の規定により、報告します。

記

完了年月日	協力内容	給食等提供先	配送の有無
			有 ・ 無